

受章 おめでとうございます

平成 20 年 春の褒章

平成 20 年 春の褒章が内閣府から発表され、桜川市から 2 人の方が受章の栄誉を受けられました。



◆ 藍綬褒章

大塚 清市さん
元 国勢調査員
(85 歳・東飯田地区)



大塚さんは、昭和 40 年に国勢調査員として任命されて以来、連続 9 回の

国勢調査をはじめ通算 76 回の各種統計調査に従事されるなど、43 年間の長きにわたり、統計思想の普及と向上に尽力されました。

同氏は「旧大和村から 43 年間国勢調査員を務めてきました。今回の受章の知らせは突然のことで大変驚きました。これも地域の皆様のご支援をいただきながら続けて来られた結果と心より感謝しております。」と受章の喜びを話していました。

◆ 藍綬褒章

仙波 久子さん
保護司
(76 歳・犬田地区)



仙波さんは、昭和 60 年に保護司の委嘱を受け、笠間地区保護司会副会長を経て、

合併後、西区保護司会理事に就任。現在に至るまでの 23 年間にわたり更生保護に尽力されています。同氏は「この度、平成 20 年春の褒章に際し、図らずも藍綬褒章という身に余る章を拝受いたしました。これも、長い間公私にわたりご支援くださった、地域の皆様のおかげと、ありがたく深く感謝の心でいっぱいです。ありがとうございますを話していました。」

● 税率の改正 ●

	平成 19 年度		平成 20 年度		
	医療給付分	介護納付金分	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	7.0%	1.2%	6.4%	1.6%	2.0%
資産割	28.0%	4.5%	24.3%	8.7%	5.6%
均等割	20,000 円	7,000 円	16,000 円	5,000 円	8,700 円
平等割	28,000 円	3,000 円	21,100 円	6,900 円	4,000 円

※後期高齢者支援金分は、従来の老人保健医療費拠出金に代わるものです。

国民健康保険税の 税率を改正いたします

市の国民健康保険事業は、市民の皆様が納めていただく国民健康保険税および国や県などの交付金で運営されています。しかし、今後医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加が見込まれ、市の一般会計からの多額の繰入金により補填しても、歳入不

足が生じてしまう状況です。このような財政的に厳しい状況の国民健康保険の事業運営を安定・健全化するため、今年度から税率などを改正いたします。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

● 納期の改正 (普通徴収分) ●

・平成 19 年度までは…税額の暫定賦課 (仮算定) を 4 月・6 月に行い、本算定賦課を 8 月・9 月・10 月・11 月・12 月・2 月に行っていました。結果、算出された年間保険税を 8 回の納期で納めていただいていたました。
・平成 20 年度からは…税額の暫定賦課 (仮算定) を 4 月に行い、本算定賦課を 7 月・8 月・9 月・10 月・11 月・12 月・2 月に行います。納期の回数に変更はありません。

■ 問合せ先 / 国保年金課 国保係 (☎ 5815111・7513111、内線 2244・2245・2246)